

① 現時点における都市計画税の課税期間の確定について

1年前の12月議会において、都市計画事業、区画整理事業の完成に伴い、都市計画税を廃止したらどうかとの質問を行ったが、課税は続けさせていただくとの回答であった。その後今年6月に、総務厚生常任委員会において、都市計画税を返済の原資とする起債の残高などについて、所管事務調査を行った。その調査に基づき今後の課税期間など明確にしていただきたく、以下のとおり質問いたします。

- (1) 返済残高の多くを占める高田南土地区画整理事業について、事業開始から約40年取組んでいると聞くが、現在までの総事業費とその財源の内訳を示していただきたい。
- (2) 上記事業に充当した起債借入総額を伺う。6月の調査で聞いているが改めて聞く。
- (3) 上記に対する交付税措置額については、前回調査においては不明とのことであったが、先の議会において高田南土地区画整理地区内の公民館の建設事業の財源について、補助事業より有利な起債の借り入れで対応するなどの説明があつていた。実際に有利であったかはどのように確認するのか伺う。そのうえで改めて交付税措置額の想定額を示していただきたい。
- (4) 6月の調査時に都市計画税を返済に充てることができる地方債の償還予定表を示していただいている。令和15年の償還予定額を見ると、都市計画税の収納額を下回ることが予想される。このような状況になれば、税率改正なども考えるとの答弁をいただいていたが、そのような理解でいいか伺う。
- (5) 土地区画整理事業、街路事業等の法で定められた税の充当先以外への都市計画税の充当額について確認したところ、充当状況の公表を開始した平成28年から令和5年までの8年分で、約4億4千万円の目的外充当があつて、それ以前のものは記録がないのでわからないとのことであった。目的外充当想定額を償還残高から減額して、償還期間を決定するべきと考えるが見解を伺う。
- (6) 都市計画税を充当することができる事業が終了し、その事業を実施するために借り入れを行った起債の返済に充てるためだけに課税を続けている自治体が全国にいくつあるのか、お示し願いたい。

② 町内の主要な箇所への防犯カメラの計画的な設置について

長与町犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例が、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない地域社会の実現を図ることを目的として平成19年12月に制定されている。本町においては町及び関係事業者などの努力により、幸いにも大きな犯罪などは発生していないと思っておりますが、今後の安心安全な街を持続させるためにも防犯カメラの設置は必要と思っております。

以下について質問いたします。

- (1) 町の管理下にある、道路、公園、公共施設などに設置されている防犯カメラの設置箇所数を伺う。
- (2) 上記にかかる年間の維持費、管理費など必要経費を伺う。
- (3) 本町にも計画的な整備が必要と思って質問しているが、町の見解を伺う。